

議案第 29 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

大木町長 広 松 栄 治

- 1 処分件名 令和 7 年度大木町一般会計補正予算（第 11 号）
- 2 処分年月日 令和 8 年 3 月 31 日

専決第 2 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のことを専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

大木町長 広 松 栄 治

記

令和 7 年度大木町一般会計補正予算（第 11 号）

令和 7 年度大木町一般会計補正予算（第11号）

令和 7 年度大木町一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

令和 8 年 3 月 31 日

大木町長 広 松 栄 治

第1表 繰越明許費補正

(追加)

| 款      | 項       | 事業名       | 金額          |
|--------|---------|-----------|-------------|
| 4. 衛生費 | 3. 上水道費 | 上水道経営管理事業 | 千円<br>6,500 |